

令和 5 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画からの主な変更点等

I 公共用水域の水質測定計画

5 測定項目及び測定頻度

(1) 河川 (本体 3、6、7 ページ)

① 生活環境項目

令和 5 年度の大腸菌数の測定の結果、年間を通じた評価で環境基準未達成となった地点のうち、隔月で測定しているものについては、頻度を毎月原則重点化する(令和 5 年 12 月時点で入川末端と片貝川末端)。

② 健康項目 変更なし

③ 要監視項目

従来どおりの考え方にに基づき、令和 6 年度は次のグループ 2 の 4 項目を測定する。

28 項目について、過去の検出項目は毎年測定し、その他の項目は 3 グループに分類し 3 年で一巡するように測定する (3 年ローリング)。

区分	検出項目 (3 項目・毎年)	その他の項目 (25 項目・3 年ローリング)
グループ 1 (令和 8 年度)		農薬 A ^{※1} 、フェノール、ホルムアルデヒド (10 項目)
グループ 2 (令和 6 年度)	ニッケル モリブデン 全マンガン	オキシ銅、フタル酸ジエチルヘキシル、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン (4 項目)
グループ 3 (令和 7 年度)		VOC 等 ^{※2} 、フェニトロチオン、イソプロチオラン、フェノブカルブ、アンチモン、ウラン (11 項目)

※1 農薬 A (8 項目): イソキサチオン、ダイアジノン、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、イプロベンホス、クロルニトロフェン

※2 VOC 等 (6 項目): クロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

④ 特殊項目 変更なし

(2) 湖沼 (本体 3、4、8 ページ)

① 生活環境項目 変更なし

② 健康項目

従来どおりの考え方にに基づき、令和 6 年度は次のグループ 2 の 13 項目を測定する。

調査開始以来、測定値が環境基準を超過したことがなく、また発生源からの汚濁物質の流入が少ないことから、測定項目を 2 グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ 1 (令和 7 年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、ふっ素、ほう素 (13 項目)
グループ 2 (令和 6 年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 [※] 、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジオキサソ (13 項目)

※アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定を実施する。

(3) 海域 (本体4、8ページ)

- ① 生活環境項目 変更なし
- ② 健康項目

その他の富山湾海域においては、従来どおりの考え方に基づき、令和6年度は次のグループ2の9項目を測定する。

その他の富山湾海域の5地点においては、過去の検出状況を踏まえ、測定項目を2グループに分類し、各項目隔年で測定する。

区分	測定項目
グループ1 (令和7年度)	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※2 (16項目)
グループ2 (令和6年度)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀※1、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素※2、1,4-ジオキサン (9項目)

※1 アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に測定する。

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については毎年測定する。

- ③ 要監視項目 変更なし
- ④ 特殊項目等 変更なし

II 地下水の水質測定計画

4 調査区分ごとの調査概要

(1) 概況調査 (本体14、17、18、22ページ)

測定地点選定は、従来どおりの考え方に基づき、令和6年度は10市4町1村の76地点で測定を実施する。

県内平野部の4kmメッシュ分割により調査区域を設定し、測定地点は、各調査区域をさらに4つに分割した2kmメッシュ毎に定点1地点を設定する。

測定は、毎年4kmメッシュ毎に1地点で行い、2kmメッシュ毎に設定された4つの定点を4年で一巡する。

(2) 継続監視調査 (本体15、16、19ページ)

継続監視調査を行ってきた氷見市諏訪野及び南砺市本町の2地域について、令和3年度から5年度までの3年間、調査を行った全ての井戸の汚染物質の濃度が環境基準値以下であったことから、継続の必要性を判断するための調査を実施する。その結果、全ての地点が環境基準値以下である場合は、継続監視調査を終了する。

なお、新たな地下水汚染などは発見されていないため、新たに継続監視調査を実施する地域はない。

(参考) 継続監視調査の終了までの流れ

- ① 継続監視調査を実施している地域の全ての調査地点において、3年以上、環境基準値以下

↓

- ② ①の次年度

過去の調査結果を踏まえて、最も濃度の高い季節に継続監視調査と同じ調査地点において、年1回の調査を行い、全ての調査地点で環境基準値以下

↓

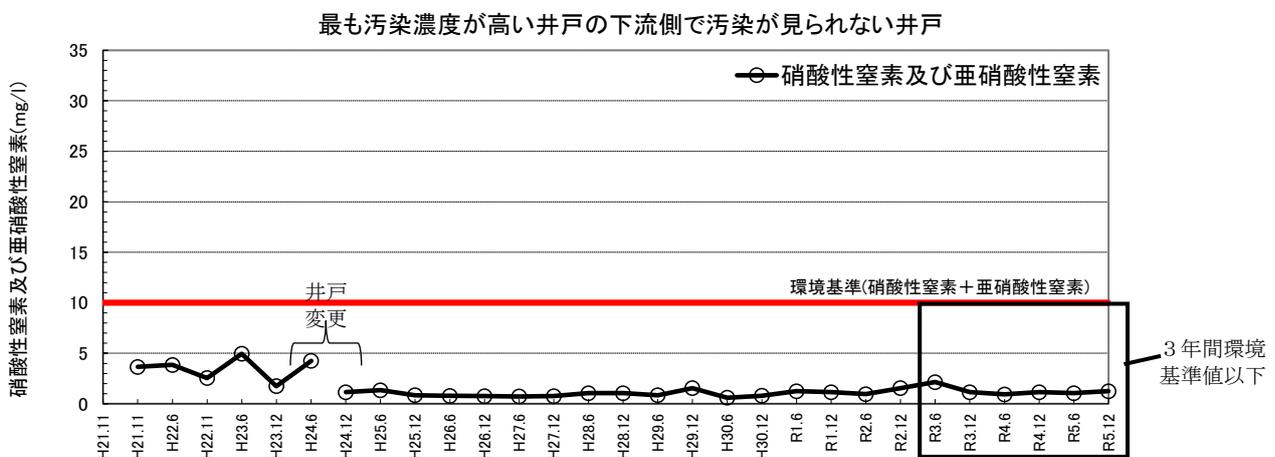
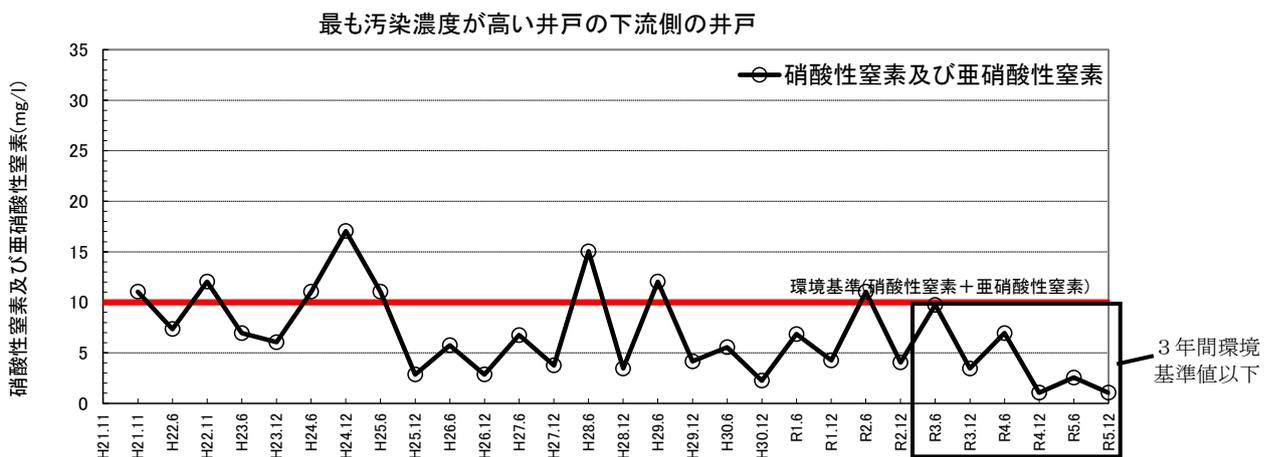
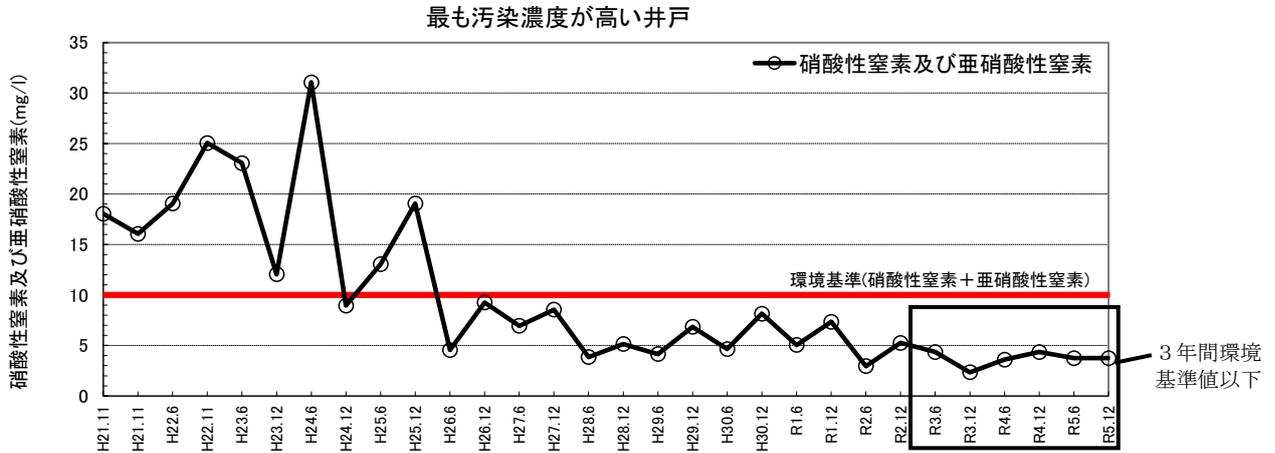
- ③ 当該地域での継続監視調査を終了

※4年後に環境基準の達成状況を確認するため再度調査を実施

○ 氷見市諏訪野及び南砺市本町における地下水汚染の推移

① 氷見市諏訪野における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度の推移

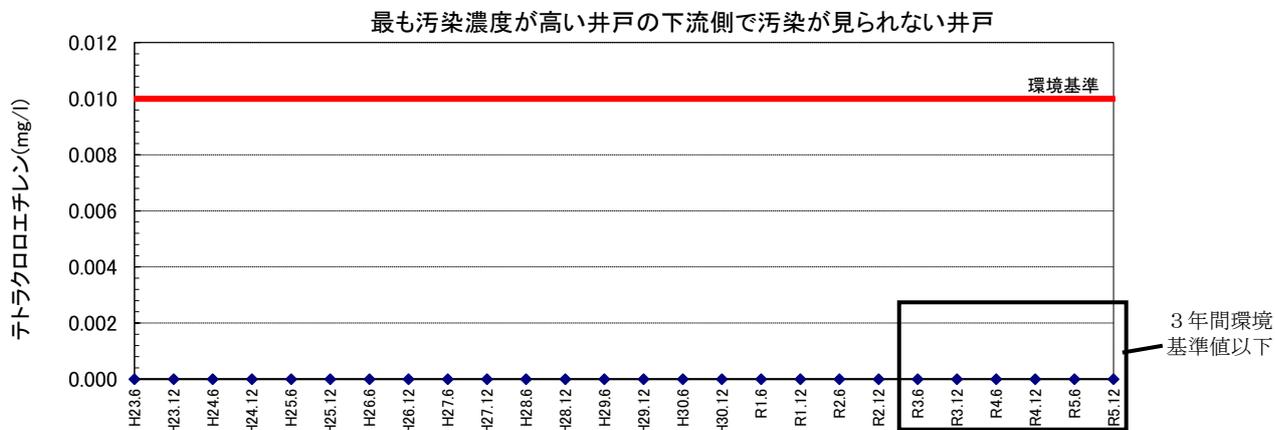
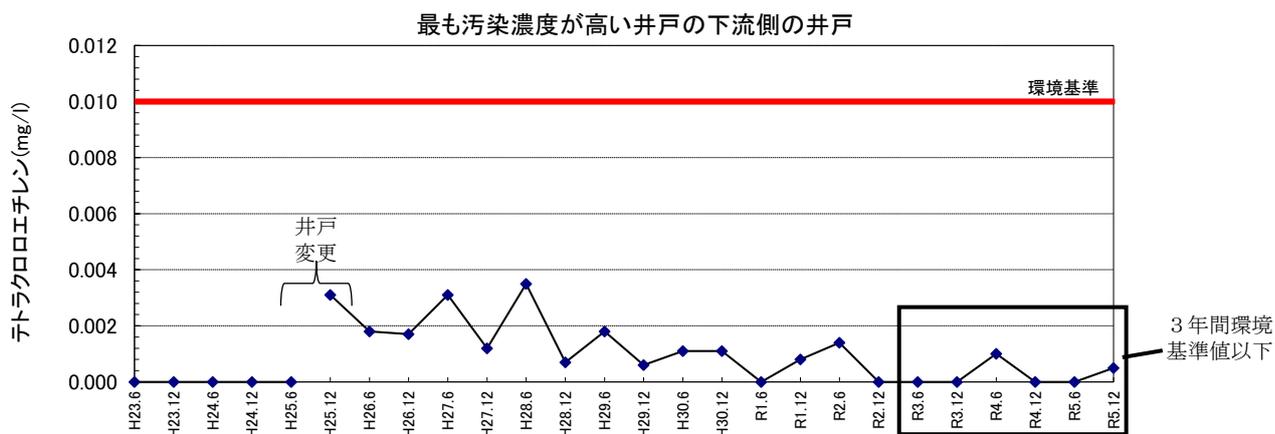
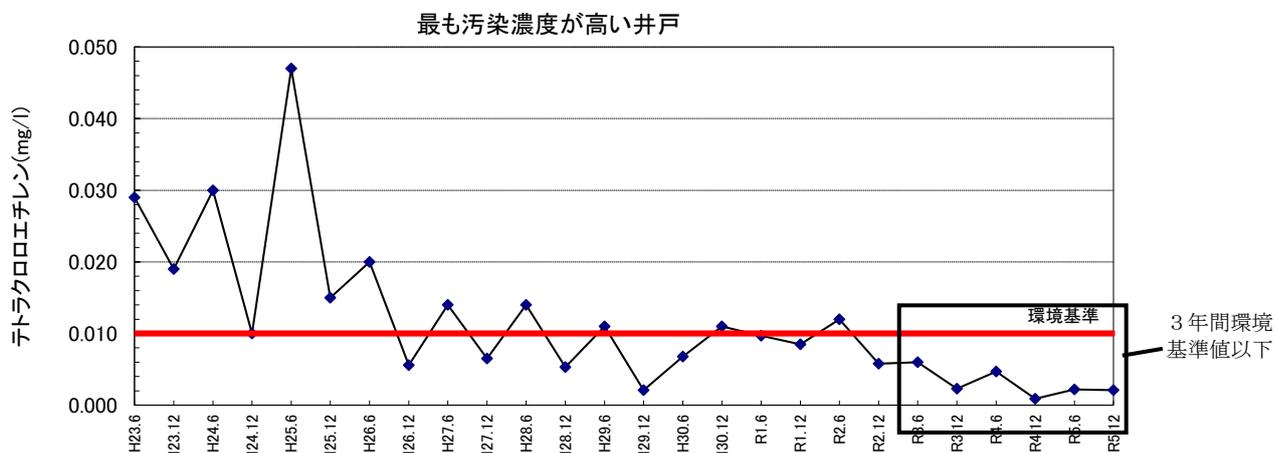
- ・ 平成 21 年度の概況調査で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過を発見。周辺地区調査を実施したが汚染原因は不明
- ・ 直近 3 年間（令和 3～5 年度）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は全ての調査井戸で環境基準値以下



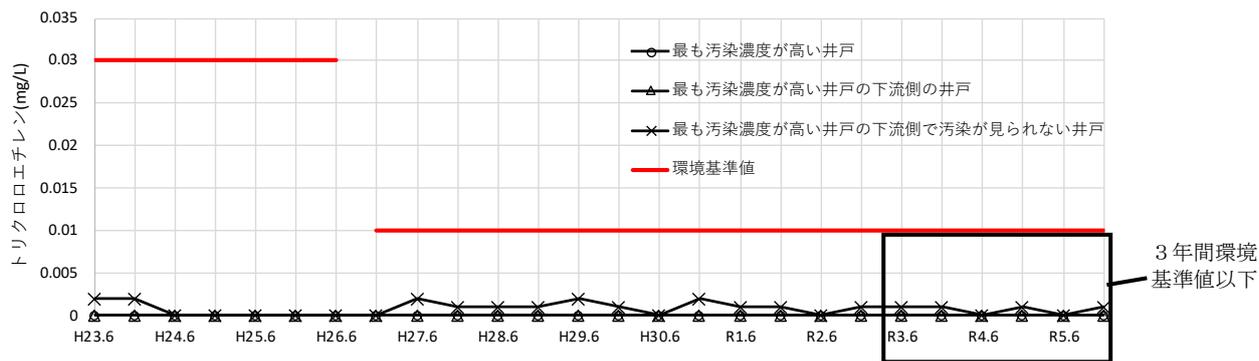
② 南砺市本町におけるテトラクロロエチレン等の濃度の推移

- 平成元年度にクリーニング工場の敷地内の調査でテトラクロロエチレンの環境基準値超過を発見
- 直近3年間（令和3～5年度）、テトラクロロエチレンとこの分解物質（トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン）の濃度は全ての調査井戸で環境基準値以下

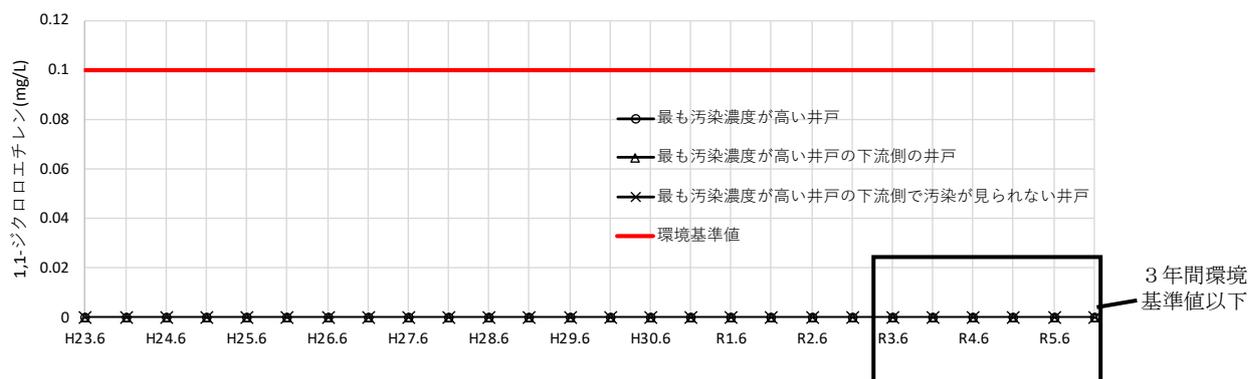
【テトラクロロエチレン】



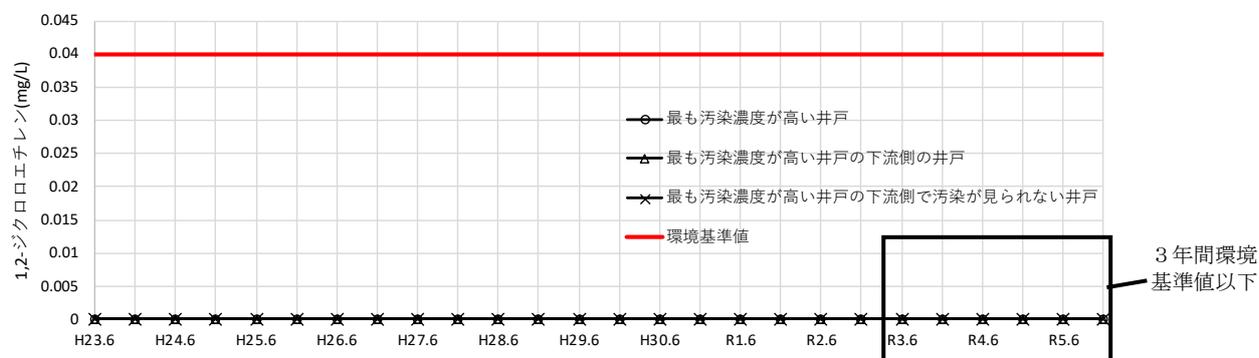
【トリクロロエチレン（分解物質）】



【1,1-ジクロロエチレン（分解物質）】



【1,2-ジクロロエチレン（分解物質）】



※報告下限値（定量下限値）未満の結果についてはゼロとしてプロットしている。

河川における大腸菌数測定結果（令和5年度）

（単位：CFU/100mL）

河川	測定地点	水域 類型	年間測 定回数	環境 基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	超過 回数	年間 評価
阿尾川	阿尾橋	A	12	300	450	330	350	500	640	310	690	680	200				8	×
余川	間島橋	A	12	300	74	66	180	490	190	410	1000	250	88				3	×
上庄川	北の橋	B	6	1000	/	66	/	320	/	760	/	85	/				0	
小矢部川	城光寺橋	B	12	1000	95	160	78	120	41	140	80	59	96				0	
	国条橋	A	12	300	75	130	110	150	45	79	58	73	93				0	
	太美橋	AA	12	100	44	62	51	84	31	700	250	93	420				3	×
祖父川	新祖父川橋	A	12	300	480	58	67	210	100	29	780	44	420				3	×
山田川	福野橋	A	12	300	98	45	61	73	27	800	430	89	66				2	×
	二ヶ渕えん堤	AA	12	100	26	98	28	60	45	960	430	69	21				2	×
庄川	大門大橋	A	12	300	<1	<1	4	6	2	14	3	5	5				0	
	雄神橋	AA	12	100	6	1	4	12	7	9	1	7	5				0	
和田川	末端	A	12	300	83	660	82	70	240	650	450	710	460				5	×
下条川	稲積橋	A	6	300	/	86	/	110	/	49	/	50	/				0	
新堀川	白石橋	B	6	1000	/	200	/	85	/	72	/	49	/				0	
神通川	萩浦橋	B	12	1000	41	8	270	120	22	81	75	76	75				0	
	神通大橋	A	12	300	17	2	240	100	12	48	90	52	100				0	
宮川	新国境橋	A	12	300	28	16	890	1000	48	20	650	80	220				3	×
高原川	新猪谷橋	A	12	300	7	19	44	400	33	22	87	40	53				1	
いたち川	四ッ屋橋	B	12	1000	200	310	510	370	94	250	440	670	460				0	
松川	桜橋	A	12	300	290	200	1000	2000	320	760	2000	180	280				5	×
井田川	高田橋	B	12	1000	44	29	370	310	31	150	200	81	85				0	
	落合橋	A	12	300	42	76	230	260	35	74	190	52	75				0	
熊野川	八幡橋	A	12	300	96	70	450	690	100	170	140	340	140				3	×
常願寺川	今川橋	A	12	300	8	27	140	42	13	680	63	9	11				1	
	常願寺橋	AA	12	100	5	7	20	25	11	130	10	18	5				1	
白岩川	東西橋	A	6	300	/	49	/	660	/	54	/	93	/				1	×
	泉正橋	A	6	300	/	45	/	95	/	88	/	97	/				0	
栃津川	寺田橋	A	12	300	49	23	320	58	120	37	120	64	89				1	
上市川	魚躬橋	A	12	300	200	98	440	330	280	58	200	71	67				2	×
中川	落合橋	B	6	1000	/	210	/	140	/	360	/	220	/				0	
早月川	早月橋	AA	6	100	/	2	/	12	/	3	/	6	/				0	
角川	角川橋	A	12	300	95	260	340	85	1100	75	330	180	300				3	×
鴨川	港橋	B	12	1000	310	64	340	110	2000	940	300	490	93				1	
片貝川	末端	A	4	300	/	4	/	110	/	380	/	23	/				1	×
	落合橋	AA	12	100	18	11	46	4	18	370	24	21	11				1	
布施川	落合橋	A	6	300	/	36	/	87	/	43	/	55	/				0	
黒瀬川	石田橋	A	12	300	690	250	81	580	470	600	2100	340	97				6	×
高橋川	立野橋	B	6	1000	/	45	/	660	/	47	/	29	/				0	
吉田川	吉田橋	B	6	1000	/	71	/	120	/	100	/	65	/				0	
黒部川	下黒部橋	AA	12	100	17	<1	3	8	7	30	<1	27	22				0	
入川	末端	A	6	300	/	24	/	710	/	28	/	30	/				1	×
小川	赤川橋	A	6	300	/	22	/	78	/	70	/	36	/				0	
	上朝日橋	AA	6	100	/	13	/	53	/	66	/	17	/				0	
舟川	舟川橋	A	12	300	310	33	58	110	61	200	560	100	55				2	×
木流川	末端	A	12	300	700	200	200	390	82	87	340	85	300				3	×
笹川	笹川橋	AA	12	100	84	41	220	150	75	90	610	85	19				3	×
境川	境橋	AA	6	100	/	29	/	43	/	44	/	14	/				0	

各月の超過地点数→

各月の調査地点数→

5 2 8 12 5 12 14 4 3
32 47 33 47 32 47 32 47 32

年間評価で環境基準未達成	19
調査地点数	47

- ※1 大腸菌数の環境基準達成状況については、各調査地点において90%水質値が環境基準に適合しているものを達成とする。
- ※2 ゴシック・網掛けの測定地点：令和6年度に測定回数を隔月から毎月に変更
- ※3 測定結果は速報値